

## 子ども・子育て支援事業計画における平成27年度の主な取組について

## 基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

## 実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

## [取組の方向性]

- ・子育てをしている人が安心して働くことができるよう、保育ニーズに対応した必要な提供体制を確保し、待機児童の解消を図ります。特に、保育ニーズが多い3歳未満児の入所定員の拡充を図るため、認定こども園の普及や認可保育所の整備等に係る支援、地域型保育事業の導入等を推進します。
- ・認定こども園や幼稚園、保育所、地域型保育事業などにおいて、発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育が提供されるよう、各種研修を実施し、職員の専門性の向上を図ります。
- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するという特徴を活かし、私立幼稚園に対し、余裕スペースの活用などによる認定こども園への移行を働きかけます。
- ・子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校との交流研修会を開催するなど、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

## [主な取組の状況]

- 待機児童の解消
  - ・認可保育所2園の開設による定員増(131人)や、既存保育所の増築による定員増(30人)及び幼稚園の認定こども園への移行等により91人の定員増に取り組み、平成27年4月1日時点で前年度と比較して252人の保育所定員の拡大を図りました。
  - ・平成27年度は新たに、例年以上に児童を多く受け入れた私立保育所に対して補助金を交付する「待機児童解消強化事業」を実施し、受け入れ児童数の拡大に取り組んでいます。
  - ・待機児童の多い盛南地区に、平成28年度開設予定の認可保育所の整備を進めます。
  - ・私立幼稚園に対し、認定こども園への移行の働きかけや助言を行い、待機児童の多い3歳未満児の定員の拡充を図ります。
  - ・子ども・子育て支援新制度の施行により創設された地域型保育事業の導入を進めるため、開設相談への対応や、家庭的保育事業や小規模保育事業等に従事するために受講が必要となる家庭的保育者等研修事業の実施に向け、研修カリキュラムや開催時期等を協議しています。
- 幼児期の教育・保育の充実
  - ・幼保連携型認定こども園における保育教諭を確保するため、保育士資格取得事業を実施し、資格取得に係る受講料等を支援します。

○ 認可外保育施設への指導・支援

現在、認可外保育施設及び事業所内保育所等7園から、認可保育所や地域型保育事業への移行相談を受けており、認可移行に向けた保育内容や施設運営等に関する助言・指導を随時行っています。

○ 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの提供

- ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の実施を実施し、多様なニーズに対応した教育・保育サービスを提供します。病児・病後児保育事業では、事業を実施している医療機関を訪問し、円滑な事業実施に向けた意見交換を行っています。
- ・教育・保育施設や、個別のニーズに対応した保育サービスを円滑に利用できるよう、平成27年5月から子ども未来課保育相談員による利用者支援事業を開始するとともに、5月15日号広報もりおかで事業開始を周知しました。
- ・家庭のニーズに合った情報を的確に提供できるよう、保育サービス等に関する情報の収集を行っています。

## 実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり

### [取組の方向性]

- ・子どもが心身ともに健やかに育ち、安全・安心に過ごせるよう、児童館や児童センター、放課後児童クラブ及び放課後子供教室のそれぞれの事業の特性を生かしながら、地域の拠点となる子どもの居場所づくりと環境整備を進めます。
- ・放課後児童支援員等の人材育成に取り組むほか、放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。

### [主な取組の状況]

○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）

既存の地域児童クラブへの業務委託を実施するほか、未設置学区や利用児童数が増加している学区への整備について、現状を踏まえ、必要性を検討します。

設備及び運営の基準を満たしていないクラブが、基準を満たすための具体的な支援内容について、現状を踏まえて検討します。

平成27年度は、基準を満たしていない既存クラブ1施設が移転及び施設を改修することから、改修費用を補助し、設備及び運営の基準を満たすよう支援します。

国の放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用して賃金改善等に取り組むこととし、国の支援内容の詳細を確認次第、各クラブを対象とした説明会を開催します。

○ 放課後子供教室推進事業

学校施設や他の公共施設の活用について関係機関等と調整を行い、実施体制等を検討します。

○ 児童館管理運営事業

既存施設の運営を行うほか、未設置学区や利用児童の増加が見込まれる施設等の拡充について、利用状況や児童数の推移などを踏まえて検討します。

児童館や児童センターを活動拠点とした母親クラブの活動について、引き続き支援を行います。

### 実施施策(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

#### [取組の方向性]

- ・障がいのある子どもについて、早期の気づき・支援につなげるため、乳幼児総合診査の充実を図るとともに、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるよう身近な地域での相談体制の充実に努めます。
- ・保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、幼児期、学齢期等において切れ目のない支援が行われるよう、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センターや発達障がい者支援センターとの連携を密にして、支援体制の充実に努めます。
- ・発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図るとともに、一人一人の希望に応じた適切な支援を行います。
- ・特別な教育的支援を要する児童生徒については、障がいの状態に応じて適切な教育支援を行います。

#### [主な取組の状況]

○ 乳幼児総合診査事業

乳児健診や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査により、発達上の心配があり支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

乳幼児総合診査において、発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し、支援を行います。

○ 障がい児個別支援ファイル作成事業【新規】

保健、医療、教育等関連機関との連携により、ライフステージや支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるよう、障がい児個別支援ファイルの作成により、情報の共有と連携に向け実施体制の整備に取り組みます。

○ 障がい児通所支援施設の整備

○ 発達支援保育事業

発達支援が必要とされる児童について、お試し保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことにより、児童の健全な成長を図ります。平成27年度は5月末に第1回入所審査会を開催します。

また、発達支援保育を行っている保育所に対し、専門的な知識・経験を有する者による巡回指導などの支援を行っています。

○ 特別支援教育事業

小中学校の通常学級に在籍している、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）や学習障がい（LD）、高機能自閉症が認められる児童生徒等に対し、学校への支援員の配置や特別支援教育チーム委員による巡回相談など教育的支援体制の整備を図ります。

#### 実施施策(4) 児童虐待の防止

##### [取組の方向性]

- ・虐待の発生予防や早期発見、早期対応等のために、岩手県福祉総合相談センターとの連携強化を図るとともに、子どもの養育相談や盛岡市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図ります。
- ・健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠や出産、育児期において、養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭の早期把握に努め、適切な支援につなげます。

##### [主な取組の状況]

○ 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）

盛岡市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して、養育の悩みを抱える家庭の解決支援を図るとともに、児童虐待の防止・早期発見に取り組みます。

平成27年度は、児童福祉関係機関（保育園、幼稚園、学校、児童センター等）の職員を対象とした研修会を7月に開催し、虐待通告や虐待された子どもを守る仕組みについて知識を深め、早期発見、早期対応に努めます。

○ 家庭相談員活動事業

窓口や電話での相談のほか、必要に応じて家庭訪問を行うなど、安心して相談できる環境づくりに努め、家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行います。

○ 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】（再掲）

○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

- 通告義務・通告先の周知，地域における見守り  
児童虐待の防止や通告義務・通告先の認知率向上のため，より広く効果的な広報啓発に努めます。  
民生委員・児童委員や関係機関などと連携を図り，効果的な情報の提供と共有を行い，地域における見守りの充実に努めます。
- 子育て世代包括支援センター事業の設置検討【新規】（再掲）

## 基本目標2 安心して産み，育てられる環境づくり

### 実施施策(1) 母子保健の充実

#### [取組の方向性]

- ・妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに，妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り，妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。
- ・児童虐待の発生予防の観点を含め，育児不安・育児ストレス等，妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し，適切な支援につなげるため，乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上に努めます。
- ・妊娠，出産，子育てとそれぞれの段階に応じた支援の連携を図り，切れ目のない支援を進めます。
- ・安心して子どもを産み，健やかに育てるための環境づくりの基盤となる小児医療体制の充実を図ります。
- ・感染症の発症や拡大を防止するため，予防接種の接種率の向上を図ります。

#### [主な取組の状況]

- 妊婦健康診査事業  
妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため，市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。
- 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】  
子育ての孤立化を防ぐために，不安や悩みを聴き，情報を提供するとともに，支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するほか，地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために，生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。  
平成27年度は，訪問する非常勤職員（保健師・助産師）の増員や在宅保健師，助産師への委託の実施により人員体制の充実を図り，訪問割合の向上に取り組みます。
- 乳幼児健康診査事業  
乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い，病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に見出し適切な支援・指導を行います。  
また，3歳児健康診査の二次健診について，受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。

○ 子育て世代包括支援センター事業【新規】

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援体制を整備し、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の設置について、先行事例を調査するとともに、関係部署等で拠点設置のあり方や支援内容の協議を進めます。

子育て世代包括支援センターは、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において全国展開を目指す方向性が打ち出されたことや、地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業の母子保健型に位置付けられたことから、計画期間内の早期実施に取り組みます。

○ 小児医療の充実

市夜間急患診療所及び在宅当番医制の維持、休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため、小児救急輪番制病院について充実に努めます。

○ 予防接種事業

乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行います。また、小学校就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。

○ 食育の推進

発達段階に応じて子どもや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても給食を通じ、食への理解と関心を高める取組を行います。

## 実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実

### [取組の方向性]

- ・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- ・子どもやその保護者及び妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭に身近な場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を行います。
- ・さまざまな子育て支援事業の担い手を育成するため、高齢者や育児経験豊かな主婦、子育て支援活動に取り組んでいる人を対象として「子育て支援員」の養成などに取り組みます。

### [主な取組の状況]

○ 地域子育て支援拠点事業【拡充】

親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助、子育て情報の提供、講座の実施、子育てサークルへの支援等を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ち

を支援します。

既存施設の地域子育て支援機能の充実に努めるとともに、子育て世帯が多い盛南地区について、計画に掲げる平成29年度の整備に向けた検討を進めます。

○ 一時預かり事業

保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が一時的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育し、保護者の心理的・身体的負担を緩和します。

○ ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進し、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図るとともに、広報などによる周知に努め、認知度を向上し、提供会員の増員に取り組みます。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育し、子ども及びその家庭への子育て支援を図ります。

○ 利用者支援事業【新規】

教育・保育施設や、個別のニーズに対応した保育サービスを円滑に利用できるよう、平成27年5月から子ども未来課保育相談員による利用者支援事業を開始するとともに、5月15日号広報もりおかで事業開始を周知しました。

また、家庭のニーズに合った情報を的確に提供できるよう、保育サービスに関する情報の収集を行います。

○ 子育て支援員研修事業【新規】

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の拡充に伴い人材の確保が必要となることから、担い手を育成するため、子育て支援員研修の実施について、国や県の動向を注視しながら実施体制を検討します。

○ 子育て支援情報の周知率の向上

「もりおか子育てぶっく」の配布や、市ホームページ「もりおか子育てねっと」における情報提供や、乳児家庭全戸訪問時に、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報を提供し、子育て支援情報の周知率の向上を図ります。

### 実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実

#### [取組の方向性]

- ・保育料の軽減や医療費の助成など子育てにかかる経済的負担を緩和することにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

#### [主な取組の状況]

##### ○ 保育料の軽減【拡充】

認定こども園や保育所の保育料の設定にあたっては、国が定める基準より低い額を定めています。また、新制度に移行しない私立幼稚園へ子どもを通わせている保護者へ就園奨励補助を行い、経済的負担を緩和します。

多子世帯の保護者負担の軽減策について検討を進めます。

##### ○ 医療費給付事業

妊産婦、乳幼児及び小学生の医療費の一部を給付し、保護者の経済的負担を緩和するとともに、健康保持と福祉の増進を図ります。

妊産婦及び乳幼児については、平成28年度中の「現物給付方式」の導入に向けた準備を整え、妊娠期からの継続した子育て支援に努めます。

### 実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実

#### [取組の方向性]

- ・ひとり親家庭等に対する相談や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭等日常生活支援事業、保育所利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。
- ・ひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り利用を促進します。
- ・生活困窮世帯に対し、就労支援を行うほか、生活困窮世帯の中高生やその保護者に対し、進学・就学支援を行うなど、支援体制の強化に努めます。

#### [主な取組の状況]

##### ○ 保育料等へのみなし寡婦（夫）控除制度の導入【新規】

保育料については、平成27年度から、未婚のひとり親などについて、寡婦（夫）控除を受けたとみなして保育料を算出し、該当する家庭の経済的負担の緩和に取り組みます。

##### ○ 生活保護受給者等就労自立促進事業【拡充】

生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図ります。

○ 子どもの貧困の防止【拡充】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、平成27年度から、生活保護世帯に加え、生活困窮世帯の子どもに対する学習の場の提供に取り組みます。

また、庁内関係課による意見交換を実施しています。

○ ひとり親家庭等への支援

就業相談・就業情報の提供や、養育費の相談に対応するほか、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催し、母子家庭等の生活の安定を図ります。また、母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給するなど、主体的な能力開発に取り組みやすい環境を整備します。

### 基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

#### 実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

##### [取組の方向性]

- ・地域の人に見守られながら子どもが健やかに成長できる社会が形成されるよう、社会全体で子ども・子育て家庭に寄り添い支える意識の醸成を図るとともに、市民、企業、関係団体等がそれぞれの立場と役割に応じて子育て支援の担い手となるよう、活動支援や意識啓発を行います。
- ・地域の人材を活用して、妊娠期から子育て期における身近な相談相手や、継続的な支援へつなぐ体制をつくり、子育て世帯の孤立を防ぎ、安心と喜びを感じて子育てができる環境を整備します。
- ・子どもの安全を確保し、子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、関係機関と連携して見守り体制の整備や安全確保に取り組みます。子どもの遊び場や親子の憩いやふれあいの場として、より安全で魅力ある環境の整備に努めます。

##### [主な取組の状況]

○ 地域子育てサロン支援事業

民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり実施される子育てサロンが、より多くの地域で取り組みが進むための支援策として、先行事例の紹介などの情報提供や、関係機関との連携体制の整備を図りながら、働きかけを行います。

平成27年度は、子育てサロンの実施を検討している地区に対して、地域におけるニーズ調査を行います。

○ 民生委員・児童委員・主任児童委員等による妊産婦ワンストップ支援事業【新規】

子育て世代包括支援センターの設置検討と合わせて、民生委員・児童委員・主任児童委員や子育て経験を有する人が、地域における気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となる仕組みづくりの検討を進めます。

- 地域ぐるみの学校安全対策事業・子どもの見守り体制整備事業【拡充・新規】  
 スクールガードなど地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。  
 町内会・自治会等の地域団体やボランティア団体、民間事業者等の多様な主体の連携・協働による子どもの見守り体制の整備の必要性について関係機関と協議・検討を進め、その結果に基づき適切に対応し、地域で子どもの安全を守る環境をつくります。
- 安全な環境整備の推進  
 公園遊具の更新や、小学校・幼稚園の遊具の点検を実施します。また、道路照明灯や防護柵等の施設整備を継続して行い、子どもの安全の確保に取り組みます。  
 情報化の進展による有害環境から子どもを守るため、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進します。
- 交通安全教室開催事業  
 幼稚園、保育所、小中学校等を対象とした交通安全教室を継続して実施し、交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力の育成を図ります。

## 実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

### [取組の方向性]

- ・仕事と子育ての両立を図るため、企業、国、県、関係団体等と連携しながら、さまざまな主体が子育てを応援する意識を高め、男女が共に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた生活を送ることができるよう取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が社会的に評価されるよう、認定マーク（くるみんマーク）制度の普及を図るとともに、先進的な取組の周知に努めます。
- ・男性を含めた働き方の見直し等について、労働者、事業主、地域住民それぞれの理解や合意形成を促進するために、情報発信や意識啓発を行い、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

### [主な取組の状況]

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発【拡充】  
 男女共同参画情報誌「あの・なはん」の活用や講座等の実施により市民への意識啓発に取り組みます。  
 盛岡商工会議所等の関係機関に対する働きかけを行い、先進事例の紹介やセミナー開催などを通じて、子育て支援に取り組む上で参考となる情報を提供し、ワーク・ライフ・バランス意識の更なる浸透を図り、企業における子育て支援の推進に取り組みます。

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた人材育成【新規】  
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、民間企業等における自発的な仕事と生活の調和を促すことで、男女ともに働きやすい環境を整備し、子育て・介護・地域福祉等に係る課題の解決に資することを目的に、民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進する人材の育成を推進します。
- 入札参加資格審査における子育て支援に取り組む企業の評価【新規】  
市営建設工事の入札参加資格審査における地域貢献活動等の状況の一つとして、一般事業主行動計画の策定を評価項目に新たに加えるなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めている企業に対して、市が発注する建設工事等への入札参加機会の拡大を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の表彰制度の活用  
岩手県が実施する「いわて子育てにやさしい企業等の認証・表彰制度」の活用を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を表彰し、他の企業の模範となる事例を広く周知するため、受賞企業への優遇制度も含めた市独自の表彰制度の導入を検討します。
- 待機児童の解消（再掲）

### 実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

#### [取組の方向性]

・市民や地域、企業、行政など、多様な主体が社会全体で子どもを育てるという共通認識のもと、それぞれが役割に応じながら、全ての子どもと子育て家庭に寄り添い支える環境の整備に努めます。

#### [主な取組の状況]

- 少子化対策推進事業【新規】  
少子化の要因分析や、結婚・出産に関する意識調査の実施、市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ、市が平成27年度中に策定することとしている「地方版総合戦略」に位置付け、切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組めます。
- 社会全体で子どもを育てる機運の醸成  
地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等に関する情報の提供や関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い、社会の多様な主体が、未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性と役割を認識するとともに、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ります。

○ もりおか子育て応援パスポート事業

盛岡商工会議所と協働で実施している、「もりおか子育て応援パスポート」について、関係機関への働きかけによる協賛店の拡充に努めるとともに、受けられる特典を周知し、パスポート発行件数の増加を図り、子育てにかかる負担の軽減や、子育て家庭を社会全体で応援する意識の向上に取り組めます。